

必ずお読みください

1. お取扱店は次のことを守ってください。

- ① プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行わないでください。
 - ② 使用済み商品券を再使用したり、他の人に譲渡したりしないでください。
 - ③ 不正や間違い防止のため、商品券を受領したら直ちに裏面に店名を記入して下さい。スタンプ可。
 - ④ 個人消費を喚起することを目的としておりこの商品券では事業の仕入れはできません。
 - ⑤ 実体のない架空の取引を防止する観点から自らの経営する事業所での商品券使用はできません。
- 上記に反する行為をした場合は、取扱店の登録を取り消し事業所名を公開することになります。また、本事業に損害を生じさせた場合は賠償の責を負っていただきます。

2. プレミアム付商品券利用者向けサービス、お得なメニューをご検討ください。

プレミアム（おまけ）付きというお得な機会に、貴店利用のきっかけを促す販促活動です。創意工夫でお客様層を拡大していただくことが目的ですので、強制ではありません。

例 飲食店さんなら …通常生ビール 550 円のところ、プレミアム付商品券なら 1 枚でサービス。商品券 2 枚で生ビールとおつまみセットをサービス 等。

3. プレミアム付商品券Q&A

- ① 取扱店かどうかはどうやって見分けますか。→ 登録されたお店にはのぼりやポスター、ステッカーなどをお渡ししますので店頭に表示してください。
- ② 発売日と、使用開始日はいつですか。→どちらも令和元年10月1日（火）予定です。
- ③ 買える枚数は決まっていますか。→対象者お一人あたり最大5冊までです。ご家族の分の代理購入以外は認めません。
- ④ 使用期限以降も商品券で買い物にきたり、使い残しや換金残しが後からみつかったりした場合はどうなりますか。→使用期限は令和2年2月29日です。それ以降は商品券を受け付けしないで下さい。換金期限は令和2年3月10日ですので、これ以降は換金できません。
- ⑤ おつりは渡しますか。→いいえ。500円以上の商品、サービスに利用してもらって下さい。
- ⑥ 取扱店登録や換金に手数料はかかりますか。→ かかりません。
- ⑦ 換金は随時受け付けていますか。→ 休日・祝祭日以外は、役場で毎日受け付けておりますが、入金予定日については、別添「換金請求日及び入金予定日」に設定する予定日にご協力いただきたく存じております。（※協力願い）
- ⑧ 村営のフェリーや公共料金には使えませんか。→ 村内の事業所で消費が拡大することが目的ですので、村の公営サービスにはご利用いただけません。

上記の内容は「伊是名村プレミアム付商品券取扱店舗募集要項」（令和元年）に基づくものです。要項は村ホームページなどで公開しておりますのであわせてご確認ください。

お問い合わせ先：伊是名村役場企画政策課 0980-45-2001